

# Public Voices 声のらん

皆さんの「声」にお答えします。

《声のらん》では、「市長への手紙・ポスト」などに寄せられた声とその答えの中から、市民の皆さんの参考になる問答をご紹介します。(内容確認のため、連絡先と名前をご記入ください。)  
【〒066-8686 / 東雲町2丁目34 / 千歳市企画部広報広聴課宛】

## パートナードサービス除雪排雪支援制度について詳しく教えてください。 [50歳代/男性]

**声**

先日、町内会の回覧で、『パートナードサービス除雪排雪支援制度』というものが紹介されていましたが、利用するのに何か特別な条件があるのでしょうか。

**答**

《パートナードサービス除雪排雪支援制度》は、町内会や自治会などの団体が自主的に生活道路の拡幅除雪や間口除雪、または公共施設の通路、駐車場などの除雪や排雪を行う際の支援策として、市が、小型除雪機や運転手付き排雪用ダンプを無料で貸し出す制度です。あらかじめ申し込みをしていただく必要はありませんが、町内会や自治会などの団体が必要とする場所の除雪や排雪を行う場合にご利用いただけます。



お答えします

建設部 道路管理課

☎(24)0406 ☎(22)8853

小型除雪機や排雪用ダンプは、ご利用いただく団体が希望する場所へ、市が搬入・搬出を行います。また、排雪用ダンプと小型除雪機を併せてご利用いただけますので、小型除雪機で除雪した雪を直接排雪用ダンプに積み込んで排雪すること

ができます。

小型除雪機の操作に不慣れな方でも安心して利用できるように、除雪機の貸し出しの際に、担当技術者が詳しく操作の説明をします。また、新たに制度の利用を検討されている団体で、機械操作に不安をお持ちの場合には、ご要望に応じて、小型除雪機の操作説明会を開催しますので、市にご連絡ください。

小型除雪機の貸し出し方法には、①1週間単位の《定期貸出》、②1日単位の《1日貸出》の2つの方法があります。今シーズンの《定期貸出》については、11月22日に申し込みの受付を終了していますが、小型除雪機の《1日貸出》と運転手付き排雪用ダンプの貸し出しについては、ご利用希望日の3日前までに、随時、受付していますので、ぜひご利用ください。

なお、申込方法や実施期間など、貸し出しに関する詳しい情報を知りたい場合は、市にお問い合わせください。



新市史下巻発刊に向けて

シリーズ第9回(全12回)  
まちの発展を見  
続ける地元新聞

筆者・中村康文

市史編さん担当  
☎(24)0523 ☎(42)3134

**戦** 戦中は厳しく統制されていた新聞界でしたが、終戦後、GHQは制限付きで言論の自由を奨励し、全国各地で新聞の創刊、復刊が続きました。

昭和23年、千歳の地元紙として戦後最初に創刊したのは《千歳サンデー毎日》でした。週刊で月の購読料は20円。創刊時900部だった発行部数は19号には約2000部と勢いづき、恵庭村と広島村まで範囲を広げ、同年9月の20号から《石狩新報》に改題。恵庭村に支局も開設しました。しかし半年後、用紙確保などが困難となり、25号を最後に廃刊となりました。

その後《千歳新聞》(昭和24～26年)、《千歳新報》(26～28年)、《千歳毎日》(27～37年)、《日刊チトセ》(30～32年)が創刊されますが、長くは続きませんでした。

そして、昭和38年7月20日《千歳民報》が《苦

千歳の飛躍を見続けてきた千歳民報は、創刊55周年を迎えました。

《千歳サンデー毎日》

